

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該の翌日)
(當日に休日があると)

目 次

◆人委規則 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年八月二十六日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則 (昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第一条関係)

議会の事務局	機 関	職 員
議会の事務局	局長	職員
本 庁	局長 課長 課長補佐 室長 総務課秘書係長	員
東京事務所	部長 次長 課長 室長 参事 主査 課長補佐 室長	
大阪事務所	補佐 副参事 総務室長 財政課総括主計員 財政課主計員 秘書課秘書第一係長 秘書課秘書第二係長 総務	
名古屋事務所	管財課管理係長 広報文書課法制係長 人事課人事係長 人事課給与係長 人事課能率係長 職員厚生課厚生係長 財政課財政係長 水産課取締船長 人事課人事係員 (企画に関する事務を行う係員に限る。) 人事課給与係係員 (企画に関する事務を行う係員に限る。) 人事課能率係係員 (企画に関する事務を行う係員に限る。)	
北九州事務所	所長 次長 部長	
自治研修所	所長	
県税事務所	所長 次長 総務課長	
福祉事務所	所長 次長 総務課長	

農業試驗場										營農研修館		農業經營大學		部								
局					所					家畜保健衛生		營農研修館		農業經營大學		部						
鳥取空港		土木出張所		久米ヶ原土地改良事業所	大山農地開發局		境港水產物地方卸売市場		水產試驗場		水產事務所		林業試驗場		蚕業指導所		繩檢定所		種畜場		所	
所長	次長	所長	次長	課長	局長	局長	場長	分場長	總務課長	船長	所長	所長	場長	總務課長	所長	次長	所長	次長	場長	分場長	所長	次長
空港事務所長	空港事務所長	所長	次長	課長	局長	局長	場長	分場長	總務課長	船長	所長	所長	場長	總務課長	所長	次長	所長	次長	場長	分場長	所長	次長

務事の会員委員会教育										所長 ダム建設事務	所長 ダム管理事務	所長 都市開発事務	
教務事務会員委員会教育					出納室								
教		局務事務会員委員会教育			本		副出納長			出納室長	課長	課長補佐	会計課出納係長
博物館	図書館	教育研修センター	武道館	所教育事務	所長	次長	学事係長	学事係員	人事關係の企画に関する事務を行なう係員に限る。	課長	次長	課長補佐	総務課総務室長
館長	館長	次長	次長	分館長	所長	次長	庶務課長	人事關係の企画に関する事務を行なう係員に限る。	（企画に関する事務を行なう係員に限る。）	（企画に関する事務を行なう係員に限る。）	（企画に関する事務を行なう係員に限る。）	（企画に関する事務を行なう係員に限る。）	（企画に関する事務を行なう係員に限る。）

4 この表中「参事」とは、参事のうち職員の服務に關して監督的地位にある參事又は人事、給与、服務、予算若しくは庶務に關する事務に參画する參事をいう。

5 この表中「主査」とは、主査のうち人事、給与、服務、予算又は庶務に関する事務を分担する主査をいう。

6 この表中「室長補佐」とは、室長補佐のうち庶務に関する事務を行ふ室長補佐をいふ。

7 この表中「副参事」とは、副参事のうち庶務に関する事務を行う副参事をいう。

8 この表の知事の事務部局の本庁以外の機関の項及び教育委員会の事務部局等の教育機関の項中「次長」とは、次長のうち庶務に関する事務を行う次長をいう。

9 この表の知事の事務部局の東京事務所の項及び大阪事務所の項中「部長」とは、部長のうち庶務に関する事務を行う部長をいう。

この表の教育委員会事務局の項中「本庁」とは、教育委員会事務局のうち教育事務所及び武道館を除いたものをいう。

附
則

この規則は、公布の日から施行する。

この表中「課長補佐」とは、課長補佐のうち人事、給与、服務予算、庶務又は府内取締りに関する事務を行う課長補佐をいう。

2 この表の知事の事務部局の項中「本庁」とは、鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）第一条第二項に規定する本庁をいう。

3 この表の知事の事務部局の本庁の項中「室長」とは、鳥取県行政組織規則第六条第一項の規定により課として置かれた室の長をいう